

入 札 仕 様 書

1 業務名称

鳥取県立境港総合技術高等学校生徒移動用バス貸借業務

2 業務内容

授業及び実習等教育活動に係る境港総合技術高等学校本校舎（境港市竹内町 925 番地）と同校海洋実習棟（境港市竹内団地 126 番地）間及び実習実施場所までの生徒移動用バスの運行

3 契約期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで

4 車両

- (1) 乗車人数 最低 4 5 人（運転手除く）乗車可能なこと。
路線型バスの使用を可とする。
- (2) 数 量 1 台
- (3) その他 運転手付き

5 運行

- (1) 年間予定回数
9 5 回
- (2) 運行時間・区間
(別紙「バス運行計画表」参照)
- (3) 1 日当たりの運行時間（往復（予定））
3 時間 5 分
ただし、受注者営業所から学校間の運行時間は除く。
- (4) 1 日当たりの走行距離（往復（予定））
4 km（1 往復）
ただし、受注者営業所から学校間の運行距離は除く。

※なお、(4) 及び (5) は、授業の時間割編成、部活動の実施状況等により変動がある。

※授業時間等の変更に伴い運行時間を変更または運休する場合、発注者は前日までにファクシミリ等により受注者にその旨を連絡する。

(5) その他

運行時間中、受注者営業所に一時帰庫することで運行時間が削減される場合は、一時帰庫するものとする。

6 報告書

受注者は、当該月の運行日ごとの走行時間と走行距離を記した報告書を翌月 1 0 日までに発注者に提出するものとする。

7 貸借料の支払い

- (1) 受注者は、6 の報告書が適正と認められた後、実績に基づき貸借料を発注者に請求するものとする。
- (2) 「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の変更命令について（平成 26 年 3 月 27 日中国運輸局 公示第 122 号改正）」により、以下の計算方法で計算した時間制運賃とキロ制運賃の額を合算した額

に実績月の消費税及び地方消費税の税率を乗じた金額に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を請求するものとする。

ア 時間制運賃

出庫前及び帰庫後の点呼・点検時間の2時間と、走行時間（出庫から帰庫までの拘束時間をいい、回送時間を含む。）を合算した時間に契約時間単価を乗じた額とする。

ただし、走行時間が3時間未満の場合は、走行時間を3時間として計算した額とする。

また、走行時間の端数については、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる。

イ キロ制運賃

走行距離（出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離を含む。）に契約キロ単価を乗じた額とする。

ただし、走行距離の端数については、10キロ未満は10キロに切り上げる。

(3)発注者は、正当な請求書を受理した日から30日以内に請求に係る賃貸借料を支払うものとする。

8 事故時の損害賠償等

業務中の事故による第三者に対する損害賠償責任は、受注者において行う。

9 その他

(1) 受注者は、道路運送法、道路交通法及び関係法規等を遵守すること。

(2) 受注者は、輸送する旅客が生徒であることに十分留意し、輸送の安全確保及び適切な車両管理について万全の注意と措置を行うものとする。

(3) 受注者は、運転者の指導監督、運転者の疲労・健康状態等の把握及び安全運転の指示等、輸送業務の安全確保に万全の注意を払わなければならない。

(4) 受注者は、車両を常に良好な状態に維持しなければならない。

(5) 受注者は、車両が故障又は交通事故その他の理由により輸送に支障を来たと認められたときは、速やかに代替車両を配車する等の適切な措置を講じなければならない。

(6) 乗務員は、生徒等の乗車中の車内及び学校校地内で喫煙してはならない。

(7) この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

令和2年度 バス運行計画表 (4月・5月・6月・7月・8月)

月	クラス	利用日	曜日	バス運行区間及び時刻			台数	教科	回数
4	O3	4月17日	金	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	O2	4月21日	火	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	S1	4月21日	火	総合技術高校～竹内 岸壁	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	水産基礎	
	O1	4月22日	水	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	水産基礎	
5	O3	5月1日	金	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	O3	5月8日	金	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	O2	5月12日	火	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	O1	5月13日	水	総合技術高校～竹内 岸壁	往路 08:50発		大型バス1台	下関航海	
	O3	5月15日	金	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	O1	5月16日	土	竹内 岸壁～総合技術高校	往路 14:00発		大型バス1台	下関航海	
	O2	5月19日	火	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	O1	5月20日	水	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	水産基礎	
	O3	5月22日	金	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:25発	復路 14:35発	大型バス1台	総合実習	
	O2	5月26日	火	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:25発	復路 14:35発	大型バス1台	総合実習	
	O1	5月27日	水	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	水産基礎	
	O3	5月29日	金	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
6	O2	6月2日	火	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	O1	6月3日	水	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	水産基礎	
	O3	6月5日	金	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	O2	6月6日	土	総合技術高校～竹内 岸壁	往路 08:50発		大型バス1台	瀬戸内航海	
	S1	6月9日	火	総合技術高校～境港水産物卸市場	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	水産基礎	
	O1	6月10日	水	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	水産基礎	
	O3	6月12日	金	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	O2	6月13日	土	竹内 岸壁～総合技術高校	往路 14:00発		大型バス1台	瀬戸内航海	
	O2	6月16日	火	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	O1	6月17日	水	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	水産基礎	
	O3	6月19日	金	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	O3	6月25日	木	総合技術高校～竹内 岸壁	往路 08:50発		大型バス1台	潜水航海	
	O2	6月30日	火	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	O1	7月1日	水	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	水産基礎	
7	O2	7月7日	火	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	O1	7月8日	水	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	水産基礎	
	O2	7月14日	火	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	O3	7月14日	火	竹内 岸壁～総合技術高校	往路 15:00発		大型バス1台	潜水航海	
	O3	8月28日	金	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	

令和2年度 バス運行計画表 (9月・10月・11月・12月)

月	クラス	利用日	曜日	バス運行区間及び時刻			台数	教科	回数
9	O2	9月1日	火	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	S1	9月2日	火	総合技術高校～竹内 岸壁	往路 12:55発	復路 15:30発	大型バス1台	水産基礎	
	O1	9月2日	水	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	水産基礎	
	O3	9月4日	金	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	O2	9月5日	土	総合技術高校～竹内 岸壁	往路 08:50発		大型バス1台	イカ釣航海	
	S1	9月8日	火	総合技術高校～竹内 岸壁	往路 12:55発	復路 15:30発	大型バス1台	水産基礎	
	O1	9月9日	水	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	水産基礎	
	O3	9月11日	金	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	O2	9月11日	金	竹内 岸壁～総合技術高校	往路 13:00発		大型バス1台	イカ釣航海	
	O2	9月15日	火	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	S1	9月15日	火	総合技術高校～中浜 船庫	往路 12:55発	復路 15:30発	大型バス1台	水産基礎	
	O1	9月16日	水	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	水産基礎	
	O3	9月18日	金	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	O1	9月23日	水	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	O3	9月25日	金	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	O2	9月29日	火	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	O1	9月30日	水	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	水産基礎	
10	O3	10月2日	金	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	O2	10月6日	火	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	O1	10月7日	水	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	水産基礎	
	O3	10月9日	金	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	O2	10月13日	火	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	O1	10月14日	水	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	水産基礎	
	O2	10月17日	土	総合技術高校～竹内 岸壁	往路 09:00発		大型バス1台	国際航海	
	O1	10月21日	水	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	水産基礎	
	O3	10月23日	金	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	O1	10月28日	水	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	水産基礎	
	O3	10月30日	金	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
11	O1	11月4日	水	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	水産基礎	
	O3	11月6日	金	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	O1	11月11日	水	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	水産基礎	
	O3	11月13日	金	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	O1	11月18日	水	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	水産基礎	
	O3	11月20日	金	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	O2	11月22日	日	竹内 岸壁～総合技術高校	往路 13:00発		大型バス1台	国際航海	
	O1	11月25日	水	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	水産基礎	
	O3	11月27日	金	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
12	O2	12月1日	火	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	O1	12月2日	水	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	水産基礎	
	O3	12月4日	金	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	O2	12月8日	火	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	O1	12月9日	水	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	水産基礎	
	O3	12月11日	金	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	

令和2年度 バス運行計画表 (1月・2月・3月)

月	クラス	利用日	曜日	バス運行区間及び時刻			台数	教科	回数
1	O3	1月8日	金	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	O2	1月12日	火	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	O1	1月13日	水	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	水産基礎	
	S2	1月13日	水	総合技術高校～水温研究所	往路 12:55発	復路 15:30発	大型バス1台	総合実習	
	O3	1月15日	金	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	O2	1月19日	火	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	O1	1月20日	水	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	水産基礎	
	O3	1月22日	金	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	O2	1月26日	火	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	O1	1月27日	水	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	水産基礎	
2	O3	1月29日	金	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	O1	2月2日	火	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
	O1	2月3日	水	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	水産基礎	
	O2	2月16日	火	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	総合実習	
3	O1	2月17日	水	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:55発	復路 15:35発	大型バス1台	水産基礎	
	O2	3月16日	火	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:25発	復路 14:35発	大型バス1台	総合実習	
	O1	3月17日	水	総合技術高校～海洋実習棟	往路 12:25発	復路 14:35発	大型バス1台	水産基礎	

別記

個人情報取扱業務契約特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 乙は、この契約に係る業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らしてはならない。

2 乙は、この契約に係る業務を処理するための個人情報の取扱いを伴う業務に従事している者又は従事していた者が、当該契約に係る業務を処理するために知り得た個人情報の内容を、他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約に係る契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 乙は、この契約に係る業務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、当該業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供制限)

第4 乙は、この契約に係る業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第5 乙は、この契約に係る業務の処理を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲が書面により承諾した場合は、この限りでない。

(複製、複写の禁止)

第6 乙は、この契約に係る業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の適正管理)

第7 乙は、この契約に係る業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を毀損し、又は滅失することのないよう、当該個人情報の適正な管理に努めなければならない。

(提供資料等の返還等)

第8 乙は、この契約に係る業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を、業務完了後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故報告義務)

第9 乙は、この契約に係る業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等の内容を漏えいし、毀損し、又は滅失した場合は、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(契約解除及び損害賠償)

第10 甲は、乙が個人情報取扱業務契約特記事項の内容に反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。